

**福島環境再生事務所
開所記念式・開所シンポジウム**

日時：2012年1月21日(土) 10:00～12:00

場所：福島環境再生事務所

開所記念式	
10:00 10:30	<p>【挨拶】 環境大臣 細野 豪志</p> <p>【来賓ご挨拶 -1】 福島県知事 佐藤 雄平 様</p> <p>【来賓ご挨拶 -2】 福島県議会 副議長 斎藤 勝利 様</p> <p>【除染等に関する今後の取り組みについて】 環境省 水環境担当審議官 関 壮一郎</p>
開所シンポジウム	
10:40 12:00	<p>コーディネーター、パネリスト紹介</p> <p>【除染情報プラザに関する報告】 ①除染情報プラザ設置目的 ②除染情報プラザが果たす具体的な機能 環境省 福島除染推進チーム長 森谷 賢</p> <p>【パネルディスカッション】 [コーディネーター] ジャーナリスト・環境カウンセラー 崎田 裕子 様 [パネリスト] 福島県 生活環境部 環境回復推進監 小牛田 政光 様 福島市 政策推進部長 富田 光 様 NPO法人 放射線安全フォーラム 副理事長 田中 俊一 様 生活協同組合 コープふくしま 専務理事 野中 俊吉 様 環境省 福島除染推進チーム長 森谷 賢</p> <p>【挨拶】 環境大臣政務官 高山 智司</p>

I. 除染の進捗について

1. 除染の仕組みの整備

- 放射性物質汚染対処特措法は本年1月1日に完全施行。併せて関係政省令を整備。
 - ◇ 放射性物質汚染対処特措法施行令・施行規則を、昨年12月14日に公布。
 - ・ 廃棄物関係：指定廃棄物の指定基準、除染廃棄物の収集運搬基準、保管基準、最終処分基準等
 - ・ 除染関係：除染等の措置の基準、除去土壌の収集運搬基準及び保管基準等
 - ◇ 地域指定要件を定める省令についても、昨年12月14日に公布。本省令を踏まえ、昨年12月28日、福島県においては、除染特別地域として11市町村(4市町村は一部地域)、汚染状況重点調査地域として40市町村(4市町村は一部地域)を指定。

2. 「除染関係ガイドライン」・「廃棄物関係ガイドライン」公表等

- 上記の施行規則等を地方公共団体や除染実施者等に具体的かつわかりやすく説明するためのガイドラインを策定。
 - ・ 廃棄物関係：指定廃棄物の保管、除染廃棄物の保管、特定一般廃棄物等の維持管理基準・処理基準で構成。
 - ・ 除染関係：汚染状況重点調査地域内の汚染状況の調査測定方法、除染等の措置、除去土壌の収集・運搬、除去土壌の保管で構成。
 - ・ 除染等業務従事者関係：被ばく測定線量管理方法、内部被ばく防止措置、安全衛生管理体制等で構成。

3. 特措法の施行のための財政措置

- 特措法の施行等のための予算として、平成23年度第3次補正予算において2,459億円を措置。平成24年度当初予算においても4,513億円を計上。

I. 除染の進捗について

1. 除染の仕組みの整備

- 放射性物質汚染対処特措法は本年1月1日に完全施行。併せて関係政省令を整備。
 - ◇ 放射性物質汚染対処特措法施行令・施行規則を、昨年12月14日に公布。
 - ・ 廃棄物関係：指定廃棄物の指定基準、除染廃棄物の収集運搬基準、保管基準、最終処分基準等
 - ・ 除染関係：除染等の措置の基準、除去土壌の収集運搬基準及び保管基準等
 - ◇ 地域指定要件を定める省令についても、昨年12月14日に公布。本省令を踏まえ、昨年12月28日、福島県においては、除染特別地域として11市町村(4市町村は一部地域)、汚染状況重点調査地域として40市町村(4市町村は一部地域)を指定。

2. 「除染関係ガイドライン」・「廃棄物関係ガイドライン」公表等

- 上記の施行規則等を地方公共団体や除染実施者等に具体的かつわかりやすく説明するためのガイドラインを策定。
 - ・ 廃棄物関係：指定廃棄物の保管、除染廃棄物の保管、特定一般廃棄物等の維持管理基準・処理基準で構成。
 - ・ 除染関係：汚染状況重点調査地域内の汚染状況の調査測定方法、除染等の措置、除去土壌の収集・運搬、除去土壌の保管で構成。
 - ・ 除染等業務従事者関係：被ばく測定線量管理方法、内部被ばく防止措置、安全衛生管理体制等で構成。

3. 特措法の施行のための財政措置

- 特措法の施行等のための予算として、平成23年度第3次補正予算において2,459億円を措置。平成24年度当初予算においても4,513億円を計上。

Ⅲ. 非直轄地域の除染について

- 福島県内の25の市町村においては、既に除染に係る計画が策定され、除染が順次開始されているところ。
- 他の市町村においても、法定の除染実施計画の策定に向け準備中。

※計画策定、関連調査及び除染作業にかかる経費等に対しては、国が費用を支出。

除染の推進に向けた今後の展開

		平成23年中	H24年1～3月	H24年度	H25年度	
特措法 施行		政省令、ガイドライン策定	適切な運用			
国 除染 地域	法定 計画 策定	詳細モニタリングの実施		特別地域内除染実施計画の検討・作成		
	モデル 事業	除染モデル実証事業		高線量地域を対象としたモデル事業		
	除染	自衛隊による除染 (拠点となる役場)	除染の実施 (インフラ設備を先行的に実施)	本格除染の 開始	除染の実施	成果の活用(随時)
	仮置 場	設置場所等の検討、 自治体、住民の方々との調整		設置	搬入	放射性土壌等の搬入(随時)
	除染	地域指定	個別調査、計画策定、 対象地域の検討、自治体、住民の方々との調整		除染の実施	
市 町 村 除 染 地 域	仮置 場	設置場所等の検討、 自治体、住民の方々との調整		設置	搬入	放射性土壌等の搬入(随時)
	体制		福島環境再生事務所発足(60名超) (1月末には、本所及び実員で合計200名超)	人員の増強(200名超) (4月1日より、本省等と実員で合計400名超)		

「除染情報プラザ」の役割

平成24年1月21日

福島環境再生事務所 所長代行、
福島除染推進チーム長 森谷 賢

除染情報プラザの目的・役割

専門家派遣のニーズの高まり

- 今後の除染活動の本格化に伴い、市町村や町内会等から、除染活動を支える各分野の専門家の派遣要請が高まると想定。
- また、除染を加速度的に進めるため、市町村委託の業者による除染に加え、除染ボランティアの需要も高まると想定

【想定される具体的なニーズ】

- 放射線全般に関する講習会での講師
- 放射線量のモニタリングについての技術指導
- 市町村委託の業者や除染ボランティア参加者に対する作業方法や放射線被ばくに係る留意事項の説明

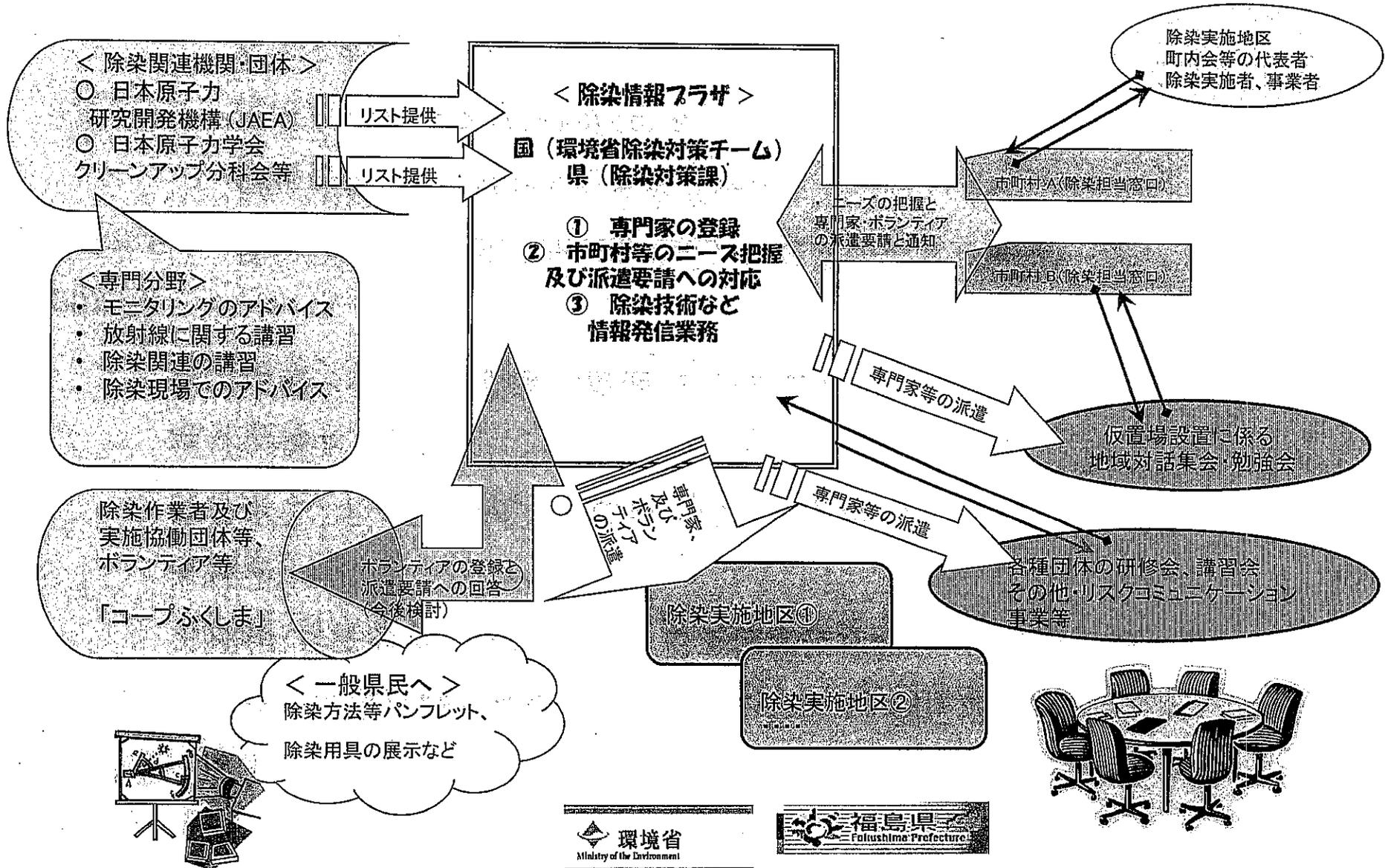
専門家からの協力

- 放射線や除染に関する専門家・関係団体から、市町村等における除染活動を技術的側面から積極的に支援する旨の申し出。
- 除染アドバイザーによる市町村担当者や作業現場における指導、「安全・安心フォーラム」における講師等の協力。

除染情報プラザの設置

除染等に関する専門家を市町村等の要請に応じて派遣するとともに、除染のボランティア活動等の関連情報の収集・発信を行う拠点

除染情報プラザにおける協力体制



これまでの経緯及び今後のスケジュール

2011年11月～

- ✓ 放射線や除染に関する専門家が所属されている関係機関・関係団体への協力依頼(日本原子力学会、JAEA、日本保健物理学会、電気事業連合会、日本技術士会)
- ✓ 除染ボランティアに関係する団体への情報提供(コープふくしま、福島市社会福祉協議会、連合)
- ✓ 除染情報プラザの準備室の設置(11月18日)

2012年

1月20日 除染プラザの本格稼働(専門家の派遣要請の受付開始)

関係機関、関係団体との意見交換会

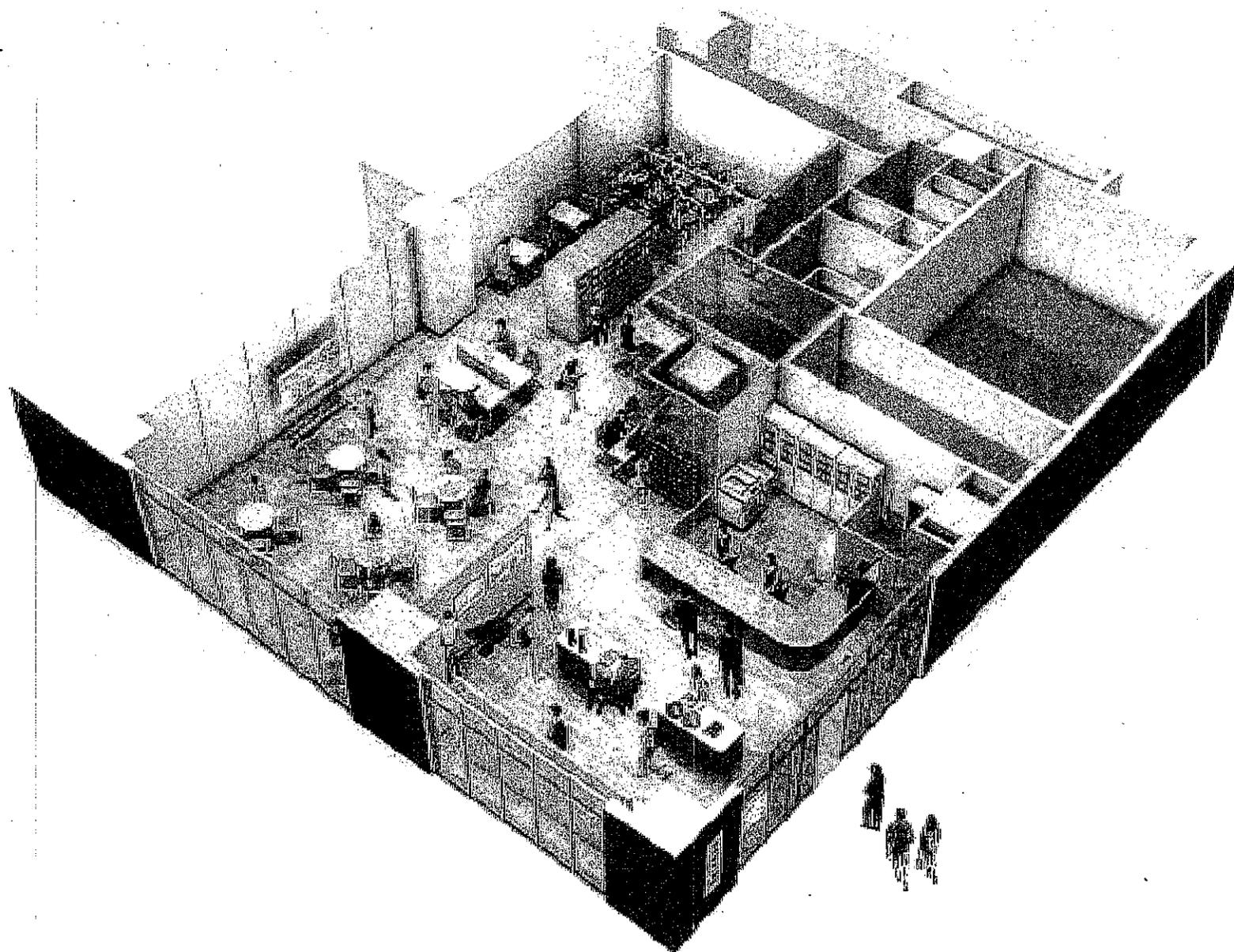
1月21日 福島環境再生事務所開所記念シンポジウム(テーマ:除染情報プラザの役割と期待すること)

1月31日 登録いただいた専門家を対象とした説明会

2月 閲覧スペースを設置(相談員による対応、除染に用いる資機材の展示)

閲覧スペースのイメージ1/2

除染情報プラザ完成イメージ



閲覧スペースのイメージ2/2

